

# 全員協議会会議録

本会議前後

(質疑応答のみ)

令和3年9月17日

(開会宣言 午前 9:55)

議長

おはようございます。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから本会議前の全員協議会を始めたいと思います。

(挨拶)

本日は全員が出席されております。早速協議に入りたいと思います。

本日の議事運営日程につきましては、会議録署名議員の指名、委員会付託に係る委員長報告、質疑、討論、採決、陳情書の採決を行った後、本日追加提出議案を上程し、提案理由・議案の説明の後一旦休憩し、全員協議会で理事者から詳細説明を受け、質疑を行い、本会議を再開し、質疑、討論、採決を行った後、議員派遣についての決議という運びにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、お手元に配付しております各常任委員長の報告につきましては、皆様のところ既にメール等でお届けしておりますので、御確認いただいているとは思いますが、初めに予算決算常任委員会の委員長報告につきまして、質疑等をお受けしたいと思いますが、若干時間をとりますので、よろしくお願いします。

少し時間が短いとは思いますが、ただいまの予算決算常任委員長報告について質疑等はございませんか。よろしいですか。

質疑、意見等がないようですので、予算決算常任委員会の報告を終わります。

続きまして、総務文教常任委員会の委員長報告につきまして、質疑等をお受けしたいと思いますが、若干確認の時間をとりますので、よろしくお願いします。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告につきまして、質疑、意見等はございませんでしょうか。

質疑、意見等はないようですので、総務文教常任委員会の報告を終わります。

なお、本委員会で採択されました陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択」については、本会議で採択されますと、日程第25、議案第77号の採決の後に、追加日程として総務文教常任委員長からの発意として採択に係る採決をすることになります

ので、よろしくお願ひします。

続きまして、産業厚生常任委員会の委員長報告につきまして、質疑等をお受けしたいと思ひますが、若干時間をとりますので、よろしくお願ひします。

それでは、産業厚生常任委員長の報告について、質疑等はございませぬか。

質疑、意見等がないようですので、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、採決時において討論はございませぬか。

河本議員。

河本議員

議案第55号について、反対討論があります。63号と65号に関連するので、一括して3議案をまとめて討論します。

あと、議案第67号について反対討論、議案第76号について反対討論があります。

議長

ただいま反対討論、河本議員から出されました。

ほかの方はございませぬか。よろしいですか。

次に、議員派遣について協議をいたします。

美浜町議会議員派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれ派遣したいと思ひます。ただし緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませぬか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

これをもちまして、全員協議会を終了いたしたいと思ひます。

それでは、ただいまから本会議を開きますので、議場へお集まりください。

(閉会宣言 午前10:05)

(開会宣言 午前11:41)

議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。

最初に町長から御挨拶いただきます。いいですか。

町長。

町長

(挨拶)

議長

ありがとうございました。

それでは、先ほど上程されました議案第77号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を理事者から受け、その後一問一答で質疑を行いたいと思います。

総務課長。

総務課長

（詳細説明）

議長

議案第77号の説明は終わりました。この件に関して、質疑はございませんか。

河本議員。

河本議員

14日の全員協議会のときに、30%以上50%未満の減収されているその飲食、宿泊業にも5万円の支給をするべきだというふうな、その拡充を求める意見がありましたが、あれから2日たつとるんですけども、何か検討とってはされてないんですかね。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

その件に関しては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、町の支援といたしまして、一番影響を受けているというところで、飲食・宿泊業者というところに的を絞らせていただいたというのが1点ございます。

50%以上のみ県と同額を支援するところ、そこが一番皆さん疑問があったところかなというふうに思っておりますが、この売上げが50%以上減少するということは、経営が破綻レベルになるというようなことを聞いております。

もともとこの県の中小企業等の事業継続支援金、それが始まった流れも、50%以上減少することにより事業継続が困難になる。そういう基準のもとに、進められたところでございます。

それがございますので、町といたしましては、そこの一番その継続が困難になるところに対して、その部分を県と同額の支援をしたいと、そういうところが考え方でございます。

ただ、この事業所によりましては、この50%以上が6か月続いているというところは本当に少ないのかなと。もうそれで言うと、いろいろ話を聞きますと、破綻レベルということも聞いております。実際申請をしていただくと、50%以上減少の月が何月かあって、その部分は県と同額。また30%以上の月があれば、それは2分の

1の支援をしていく、そういった考えで今回取り組むものでございます。よろしく願いいたします。

議長

河本議員。

河本議員

結論としては、30%、50%未満のその売上げが減少してる方には、2.5万円はあるんだけど、飲食・宿泊業に5万円拡充したほうがいいという意見は反映されなかったということでもいいですかね、今回のこの中では。

議長

産業振興課長。

産業振興課長

そういうことでございます。

議長

河本議員。

河本議員

私は前回の全員協議会で出されたその拡充を求める意見には賛同してるということは、申し上げておきたい。これからの課題でもあると思うんでね、そこは拡充していくように検討を進めて、ぜひ実現していただきたいということを申し上げておきます。

議長

課長、今ちょっと間違った回答したような気がするんで、訂正をお願いしたいんですけど。要するに50%超えた方は10万円だけど、30から50の人は2万5,000円のはずなんやけど、今5万円って言われた気がしたんですけど、違いますか。ときにそんなこと言わはったような気がするんですけども、間違ってますか。大丈夫ですか。

産業振興課長

産業振興課長

30%から50%未満については、2万5,000円ということでございます。

議長

ほか、ありませんか。

副議長。

副議長

町として、追加支援をするという基本的な考え方については、賛同・賛成をしております。

私この間見せていただいた制度を見たときに、2つほど疑問があったんですが、1つはどうして飲食と宿泊の事業者だけが優遇なんだろうということなんですが、それは私なりには、飲食・宿泊というのは、コロナによって非常に打撃が大きい。何月も何月もそういう対象の月がずっと継続的であって、非常に厳しいところに追い込まれているから、飲食と宿泊については、なおかつ50%以上とい

うところについては、倍ということで5万円を10万円にしますという形での支援策として制度をつくられたと、そういうふうに私なりに理解した。だからほかの事業者は5万円だけれども、同じ50%以上であっても飲食・宿泊は長く継続的に、毎月毎月もうお客が全然来ないというようなことが実態だろうと思うから、それは飲食・宿泊に限定をしていただくということについては、私なりに納得しました。

次、50%未満の方については2万5,000円のままで、飲食・宿泊業であっても、そこは5万にはしませんよという制度になってるんですけども、そこについて何ですかっていうふうなことで、明確には説明していただいていない。50%未満については、飲食・宿泊業であっても、飲食・宿泊業以外の事業者と同じ考え方でいいんですというふうに制度がなってるわけですね。

同じように税金を使って支援をしていくわけですけども、そこに非常に不公平感が私は感じるんです。飲食・宿泊業で、例えば極端なこと言えば45%だったよと、50まではちょっといかなかったんやと。55%までいったら10万円だけれども、45%だったんで2万5,000円ですわっていったときに、そういう事態が生じたときに、本当にその事業者なり町民は公平な制度だねというふうに納得できるんだらうか。本当にそれでいいんだらうかということを考えて、私は非常に疑問なんです。だから、そこをどうしてそういうふうにしとかないのと。それをやったら、財政的に非常に難しいんですとかですね、その必要はないんですとかね、そこんところをはっきり、どういう考え方なんだ、基本的な考え方をちょっと説明していただだけませんか。

議長  
産業振興課長

産業振興課長。

考え方といたしますと、一律に県の半分を支援するというのが、1つ流れとしてございます。

その上にですね、さらに先ほども申し上げましたが、50%以上そういった売上げが減少するということは、経営が破綻するレベルであるというような流れがございまして。もともとこの中小企業の事業継続支援金というのは、最初考えられた流れは50%以上しかありませんでした。40・45%でも全て対象にならない、50%以

上で進めてきたという経緯があって、そこを重きを置いてスタートしたこの事業の流れがございます。

町とすると、さらに上乘せするということになる、その一段階上げたところでは50%以上のところ、そこに対して経営破綻するレベルであるというのがあります。事業継続が困難になるということも聞かれておりますので、その部分を追加したということで御理解いただきたいと思います。

議長

副議長。

副議長

50%以上減収したら、事業継続が難しいというのは、飲食・宿泊に限らず、どんな業種でもそうなんです。飲食・宿泊だけ優遇するという理由は、何でだってということは1つ、私これ非常に疑問に思っていたんです。飲食・宿泊業の方が倍になったのに、同じように50%以上減収になって、おれんところは飲食・宿泊やないわと、うちは5万のままやなというようなことに対していいのかということ、私は非常に疑問に思って自分なりに考えた。でもやっぱりそれは飲食・宿泊、今回のコロナについてはですよ、毎月毎月6か月とかいわずにずっと非常に打撃が大きいので、それは納得してもらえる、説得できるだけの要素はあるやろうなというふうにそこは納得したんだけど、今度は50%切ったらね、その優遇はやめますわってことです。飲食・宿泊業であっても、普通の事業者と同じですわと。飲食・宿泊業の方で、その50%未満であったときに、そのままでいいんやというところを、もう少し私を説得してくれませんか。

分からん。だから私の意見は、そこも飲食・宿泊という厳しい状態に置かれている業種にあっては、2倍にしたらどうかというのが私の意見です。

議長

回答ないですか。

産業振興課長。

産業振興課長

これ、あくまでもどこに重きを置くかというところの観点、飲食・宿泊が一番影響を受けているところに的を絞ったっていうところは御理解いただいたかなというふうに思っておりますし、その上でさらに町とすると、その50%以上というところに支援するという、もうこれはその考え方で今回進めさせていただいてい

るということでございますので、ここの考え方についても、あくまでもさらにその飲食・宿泊の50%以上のところに手厚く支援するという考え方のもとに実施をしたいというところでございます。

議長 副議長。

副議長 飲食・宿泊に重きを置きました、そしたら何で50%未満のところも重きを置かないんですか。そこの理由説明してくれません。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 先ほどから何度も申し上げておりますが、その売上げを50%以上減少するという事は、経営破綻につながるというような流れで、そこを重きを置いて今回考えさせていただいた流れでございます。

議長 よろしいですか。

辻井議員。

辻井議員 交付金4,500万補助金ということです。これがいろいろな計算、先ほど1・2を計算して出された金額だと思えますけども、その4,500万、申告しようと思ってもやれないような人もおる、サポートも必要やと思えますけども、この4,500万円で足りるのか、また余った場合はどうするのか、逆に足らなくなった場合も出てこないかというのをちょっとお伺いします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 以前の全協でも御説明させていただきました。今回こういう形で予算を計上させていただく流れと、これで実施した場合に予算が足りない場合は、またその部分を相談して増やさせていただきたいという考えでございます。

議長 辻井議員。

辻井議員 足らなかった場合は、また補充するという事。逆に、今度この4,500万以下だった場合はもとへ戻すのか、これをちょっとお聞きします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 余った場合は、残すというような考え方でございます。

議長 川畑議員。

川畑議員 コロナの地方創生臨時交付金という、コロナウイルスの事業でや

るといのは、国が政府が考えて、県がいろいろ考えてやってきた中で、美浜町も1,000万の交付金しかないところを3,500万上乗せして、一般財源上乗せして4,500万でやりたいということ考えたということは、やはり県に準じて、県が今やってるようなやり方に上乗せしてやっていこうということを決めたわけです。単に飲食・宿泊業の10万円ちゅうのこれなくしたら、本当に県に準じて上乗せしてやったということになるんやけど、でも今の課長の言い方やともう本当に破綻する、50%以上は破綻するレベルなんやということを重きを置いて、そこにプラスしただけやというんやから、全体的に考えたら、この支援は大変すばらしいもんやと思うんやけどね。そこまで細かく細かく言うて、「はい分かりました、そんならそれで」というよりか、まずこの支援金のやる事業をもっと大切にして、そこで足りなんだら、また次のコロナウイルスの対策事業として上げてもらえばいいんじゃないですかね。そう思うんやけど。

議長 回答は要らないですね。

川畑議員 要らん。

議長 はい。

副議長。

副議長 今、川畑議員の発言に対して、もうあれですよ、この支援をやるということについて反対してるわけでも何でもない。ただ全体の公平性ということ考えた場合に、財源は税金ですから皆さんの。そこをちゃんと公平、公正にやらなきゃいかんということ考えた場合、あるいは実際にその制度を見たとき、あるいは実際に給付を受けた方が本当に公平だなと納得していただけるかということ考えた場合、私は制度的には宿泊・飲食は大事、打撃が大きいんだって考えられたのであれば、50%を割るところにも特例をつけたほうがいいんじゃないですかっていうふうに思います。

議長 ほかありませんか。

松下議員

松下議員 今の議論聞いておまして、僕自身が考えることはですね、僕らも痛い目におうとるんですけどね。もし50%以下のケースですと2万5,000円。その資料を細かく準備しようと思うと、なかなか

か面倒くさいことがあるので、恐らく会計事務所とか商工会等に資料を持って相談に行くと。そうすると、会計事務所であれば5,000とか1万とかとられる可能性があると思うんですね。そうすると、こういう規定をつくっても、もう面倒くさい、これぐらいならってやめるケースが僕は多いんじゃないかなと思うんです。今、高橋議員が言われるように、もう少し一つ段階を入れて、4割から5割の減少の部分については今5万とかね、そういうのをやっていけば、じゃあちょっとやってみようかというケースも出てくると思うんですが、その辺の検討というのはされたことはありますか。

議 長  
町 長

町長。  
この制度について、いろいろ御意見を頂戴しております。本当に制度設計をするときに、例えばその線引きの前後はどうなんやと、これ議論必ず出てきます。それを救っていこうと思うと、このほかにまだまだいろんな議論出てくるはずですよ。6割落ち込んでも、わしは10万しか減収しとらん。例えば4割落ち込んでも、400万減収しとんねや、その違いはどうなんやと、そういったことも含めていろんな疑問は出てきますけど、我々の考え方としては、50%を超えたレベルというのは、県も判断してるように非常に厳しいレベルやと考えておりますので、当面そういったところに注力するという考え方でこの事業をやらせていただきたいなというふうに思ってます。当然、これをやったからこれで終わりだとは私は思っておりません。これからずっと申請をいただくと、飲食・宿泊だけでないよ、他にもこんなあるんやと、これ必ず出てきます。そんなところもしっかりその情報を収集しながら、きめ細かな対応というのは考えていきたいと思ってますけど、現在予想したその、恐らくは影響を受けてくるであろうというそういう企業さんの数というのは、県の推定値でしか上げておりませんので、いわゆる上がってきた実態を踏まえながら、どこに注力すべきなんや、これでいいんかどうかいということも合わせて検証しながら、これからきめ細かい対策というのも考えていきたいなというふうに思いますので、今回は50%で非常に危機的な状況にあるであろうというところに注力するという視点を、御理解をぜひともいただきたいなというふうに思います。

合わせて、松下さんそれ言われました、邪魔くさいからということもあるかもしれませんが、それは企業さんとしての姿勢、それはしっかりわしはもろうて、次につなげていくんやという気持ちは持っていたきたいというふうに思いますし、我々もこの事業制度のPRしっかりやらせていただきたいなというふうに思いますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議 長  
議 長

ほかありませんか。

ほかに質疑はないようですので、これで議案第77号の質疑を打ち切ります。

以上で、追加提出議案についての詳細説明の質疑は終わりました。12時を過ぎておりますので、これより休憩いたします。

午後はまた全員協議会始めたいと思います、よろしく申し上げます。

全員協議会において、まだ残りが陳情に関する議論がありますので、よろしくお願ひいたします。午後は、1時半から全員協議会始めますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまより休憩します。

(閉会宣言 午後 0:07)

(開会宣言 午後 1:25)

議 長

それでは、午前中に続きまして、全員協議会を続けたいと思います。

午前中、本会議において採決になりました陳情第1号につきまして、追加議案として、発委第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出についてを追加日程第1として、日程第25、議案第77号の採決の後に採択に係る採決とすることになりますので、よろしくお願ひします

それでは、追加日程第1、発委第3号、地方財政充実と強化を求める意見書の提出についてであります。提出者、総務文教常任委員長の梅津委員長から趣旨説明をお願いします。

梅津委員長

梅津委員長

発委第3号、令和3年9月17日、美浜町議会議長、竹仲良廣殿。  
提出者、総務文教常任委員会委員長、梅津隆久。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び美浜町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財政が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めたより全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた十分な財源措置を図ること。

3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。

また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7. 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9. 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

1 1. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年9月17日、福井県美浜町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上でございます。

議長

ただいま発委第3号について、意見書を全て読んでいただきました。これに関し、何か質疑ございませんか。

川畑議員

意見書の3行目のところに、変化を余儀なくされた市民の日常生活と書いてあるんですけど、この市民の日常生活っていうのはどういう感覚で思ったらいいんやろうかね。

要は美浜町議会が提出するなら町民の日常生活やし、日本国の中で言おうとすると、国民の日常生活だという感覚ではないのかなと思うんやけど、これ市民の日常生活というと、大都市の感覚かなという感じがするんですけど、その辺はどうですか、これでオーケーなん、別に問題ないんですか。どういう感じで思ったらええんかなと思って。

梅津委員長

私の思う個人的な見解では、恐らくこれは一般的な文章だと思うんですね。今おっしゃるように、美浜に変えても別に支障はないと思います。

川畑議員

福井県美浜町議会って最後に書いてあるから。

梅津委員長

書いてますんでね、これで美浜町やと分かるんで。

川畑議員

美浜町議会ですというんなら。

梅津委員長

ほんで、これはまあ標準なパターンを与えとくと。

川畑議員

国民じゃなくても町民のがいい。

梅津委員長

思っただけければ、それはもう。

議長

そういう理解をお願いします。

ほかありませんか。よろしいですか。

ほかに質疑がないようですので、これで発委第3号の質疑を打ち切ります。

この後、本会議を再開しますが、採決において討論ありませんか。

河本議員  
議長

河本議員。

議案 77 号に対して、賛成の討論があります。

77 に対して反対討論はございませんね。

では賛成から始めます。

ほかありませんか。よろしいですか。

では、以上で、全員協議会を終了いたします。

それでは直ちに本会議を開催しますので、議場へお集まりください。

(閉会宣言 午後 1 : 36)

全員協議会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

美浜町議会議長 竹仲 良廣